

福岡武道館の管理、運営に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

令和 6 年 7 月 5 日  
福岡県公安委員会規則第 6 号

(改正部分は、下線部分である。)

旧	新
<p>福岡武道館の管理、運営に関する規則（昭和 54 年福岡県公安委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第 1 条中「第 7 条」を「第 9 条」に改める。 第 2 条及び第 3 条を次のように改める。</p> <p>（休館日）</p> <p>第 2 条 武道館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>。</p> <p>(1) 毎週火曜日（火曜日が祝日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に<u>定める祝日</u>をいう。）の場合は、その日後においてその日に最も近い休日でない日）</p> <p>(2) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ福岡武道館長（以下「館長」という。）の承認を受けて、武道館の休館日を変更し、又は別に定めることができる。</p> <p>3 前 2 項の規定にかかわらず、館長が必要と認めるときは、臨時に休館し、又は開館することができる。</p> <p>（開館時間）</p> <p>第 3 条 武道館の開館時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ館長の承認を受けて、武道館の<u>開館時間</u>を変更することができる。</p> <p>3 前 2 項の規定にかかわらず、館長が必要と認めるときは、武道館の<u>開館時間</u>を変更する</p>	<p>福岡武道館の管理、運営に関する規則（昭和 54 年福岡県公安委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第 1 条中「第 7 条」を「第 9 条」に改める。 第 2 条及び第 3 条を次のように改める。</p> <p>（休館日）</p> <p>第 2 条 武道館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>。</p> <p>(1) 毎週火曜日（火曜日が祝日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に<u>定める休日</u>をいう。）の場合は、その日後においてその日に最も近い休日でない日）</p> <p>(2) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ福岡武道館長（以下「館長」という。）の承認を受けて、武道館の休館日を変更し、又は別に定めることができる。</p> <p>3 前 2 項の規定にかかわらず、館長が必要と認めるときは、臨時に休館し、又は開館することができる。</p> <p>（開館時間等）</p> <p>第 3 条 武道館の開館時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。<u>ただし、駐車場の利用時間は、午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分までとする。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ館長の承認を受けて、武道館の<u>開館時間等</u>を変更することができる。</p> <p>3 前 2 項の規定にかかわらず、館長が必要と認めるときは、武道館の<u>開館時間等</u>を変更す</p>

ことができる。

第4条から第8条までを削る。

第9条第1項中「館長」の次に「及び指定管理者」を加え、「聴取するよう努めなければならない」を「聴取するものとする」に改め、同条第2項中「前項の目的を達するため」を「前項の規定による意見の聴取に関し」に改め、同条を第4条とし、同条の次に次の2条を加える。

(申請書及び添付書類)

第5条 条例第5条第1項の公安委員会規則で定める申請書は、別記様式によるものとする。

2 条例第5条第1項第2号の公安委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 団体の事業及び活動内容に関する書類
- (2) 団体の財務状況に関する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公安委員会が必要と認める書類

(管理及び利用の手続)

第6条 武道館の管理及び利用の手続については、条例及びこの規則で定めるもののほか、指定管理者が公安委員会の承認を受けて別に定めるところによる。

第10条を第7条とする。

別表第1から別表第3までを削る。

様式第1号から様式第4号までを削り、附則の次に次の様式を加える。

(略)

ることができる。

第4条から第8条までを削る。

第9条第1項中「館長」の次に「及び指定管理者」を加え、「聴取するよう努めなければならない」を「聴取するものとする」に改め、同条第2項中「前項の目的を達するため」を「前項の規定による意見の聴取に関し」に改め、同条を第4条とし、同条の次に次の2条を加える。

(申請書及び添付書類)

第5条 条例第5条第1項の公安委員会規則で定める申請書は、別記様式によるものとする。

2 条例第5条第1項第2号の公安委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 団体の事業及び活動内容に関する書類
- (2) 団体の財務状況に関する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公安委員会が必要と認める書類

(管理及び利用の手続)

第6条 武道館の管理及び利用の手続については、条例及びこの規則で定めるもののほか、指定管理者が公安委員会の承認を受けて別に定めるところによる。

第10条を第7条とする。

別表第1から別表第3までを削る。

様式第1号から様式第4号までを削り、附則の次に次の様式を加える。

(略)